

東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 （目的） 第2条 研究院は、食料分野、エネルギー分野及びライフサイエンス分野を中心に研究を推進し、先進的な研究成果を持続的に創出する<u>先端研究拠点</u>として本学の研究力強化を図ること並びに特定の政策課題を推進するために本学での研究活動を通して、若手研究者、研究力強化を牽引する人材及び国際的に活躍する人材を育成することを目的とする。</p> <p>（副院長） 第6条 （略） 2 副院長は、<u>副学長又は</u>教育職員の中から学長が指名する<u>者をもって充てる</u>。 3 副院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副院長を指名<u>した</u>学長の任期の末日以前でなければならない。 4 （略） （分野長） 第6条の3 （略） 2 （略）</p>	<p>本則 （目的） 第2条 研究院は、食料分野、エネルギー分野及びライフサイエンス分野を中心に研究を推進し、先進的な研究成果を持続的に創出する<u>研究組織</u>として本学の研究力強化を図ること並びに特定の政策課題を推進するために本学での研究活動を通して、若手研究者、研究力強化を牽引する人材及び国際的に活躍する人材を育成することを目的とする。</p> <p>（副院長） 第6条 （略） 2 副院長は、教育職員の中から学長が指名する。 3 副院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副院長を指名<u>する</u>学長の任期の末日以前でなければならない。 4 （略） （分野長） 第6条の3 （略） 2 （略）</p>	<p>・ Global Research Hub に設置する拠点との重複を回避</p> <p>・ 文言修正</p>

<p>3 分野長は、教育職員の中から<u>研究院長が推薦した候補者の中から学長</u>が指名する。</p> <p>4 分野長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、分野長の任期の末日は、当該分野長を指名する<u>学長</u>の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>5 (略) (新設)</p> <p><u>(分野グループ)</u> <u>第10条の2 各重点分野における研究水準の維持、発展のため、分野グループ（以下「分野グループ」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 分野グループの構成員（以下「分野グループ構成員」という。）は、運営委員会が推薦し、学長が指名する。</u></p> <p><u>3 分野グループ構成員の任期は3年とし、再任を妨げない。</u> (新設)</p>	<p>3 分野長は、教育職員の中から<u>研究院長</u>が指名する。</p> <p>4 分野長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、分野長の任期の末日は、当該分野長を指名する<u>研究院長</u>の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>5 (略) <u>(客員教授及び客員准教授)</u> <u>第7条の2 研究院に、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。</u> <u>2 客員教授等は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。</u> (削る)</p> <p><u>(Global Research Hub)</u> <u>第11条の2 研究院に、各重点分野における研究の発展のため、Global Research Hub を置く。</u> <u>2 Global Research Hub に拠点置く。</u> <u>3 拠点に拠点長を置く。</u></p>	<p>・学長指名から GIR 研究院長指名に変更 ・指名者変更に伴う改正</p> <p>・国際共同研究推進に関する国内外の他機関研究者との連携のため</p> <p>・分野グループの廃止</p> <p>・Global Research Hub、動物共生情報学拠点及び栄養塩マネジメント学拠点の設置</p>
--	--	---

<p><u>(分野グループ・チームリーダー会議)</u></p> <p><u>第 12 条 分野グループ及びチームの運営に係る次の各号に掲げる事項を円滑に推進するため、分野グループ・チームリーダー会議を置く。</u></p> <p><u>(1) 重点分野の研究の推進に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他分野グループ及びチームの運営に関する事項</u></p> <p><u>2 分野グループ・チームリーダー会議は、次に掲げる委員で構成する。</u></p> <p><u>(1) 研究院長</u></p> <p><u>(2) 副院長</u></p> <p><u>(3) 分野長</u></p> <p><u>(4) チームリーダー</u></p> <p><u>(5) その他研究院長が必要と認める者</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>・分野グループ廃止に伴う改正</p>
--	-------------	-----------------------

附 則 (令和 6 年 2 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、令和 6 年 2 月 19 日から施行する。